

多重債務問題解決のためのカウンセリング シンポジウム

現在、我が国において過剰な借金で苦しんでいる方は多数に上り、多重債務問題は深刻な社会問題になっています。多重債務に陥ってしまった方、陥りそうになっている方にとって、最も身近な地方自治体の相談窓口で、丁寧に相談にのってもらえることが問題解決の糸口となります。

相談窓口で丁寧な対応がとれるよう、今回、金融庁では、多重債務の相談についての対応マニュアルを作成しました。また、多重債務問題について、すでに進んだ取り組みを行っている自治体もあります。

そこで、この相談マニュアルの中身や、進んだ自治体の取り組みを含め、多重債務問題解決のためのカウンセリングについて、実際に相談にあたっている方を始め、広く知っていただくため、シンポジウムを開催いたします。

皆さまのご参加をお待ちしております。

◆参加費無料◆

日時 平成19年6月16日(土) 13:30~16:00

会場 UNハウス(国連大学本部ビル)3F、4F
ウ・タント国際会議場

シンポジウムの内容

基調講演	高橋伸子 (生活経済ジャーナリスト)
相談マニュアルの内容の説明	金融庁
自治体における先進的な取り組みの報告	青木 淳 (長野県生活環境部生活文化課)
	吉田直美 (岩手県盛岡市消費生活センター)
パネルディスカッション	高橋伸子 (生活経済ジャーナリスト)
宇都宮 健児 (弁護士)	西村隆男 (横浜国立大学教育人間科学部教授)
青木 淳 (長野県生活環境部生活文化課)	吉田直美 (岩手県盛岡市消費生活センター)

お申込み締切日 平成19年6月4日(月) 定員350名 定員になり次第、締切らせていただきます。予めご了承ください。

お申込み方法

FAX

裏面の参加申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム事務局にお送りください。
※FAX申込み時にすでに定員になっている場合がありますので、予めご了承ください。

はがき

氏名、郵便番号、住所、電話番号を必ずご記入の上、下記宛先までお送りください。
※ハガキ到着時にすでに定員になっている場合がありますので、予めご了承ください。

WEB

<http://symp.stage.ac> 内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。

◆参加の可否につきましては、参加証の発送をもって通知にかえさせていただきます。

はがき宛先 お問合せ先

金融庁総務企画局 企画課 信用制度参事官室 〒100-8967 千代田区霞ヶ関3-1-1中央合同庁舎第4号館
TEL: 03-3506-6000(内線3596) FAX: 03-3506-6236 Mail: entry@symp.stage.ac

※開催会場(UNハウス)へのお問合せはご遠慮ください

主催 金融庁

「多重債務問題解決のためのカウンセリング」シンポジウム



高橋伸子（生活経済ジャーナリスト）

主婦の友社記者を経て独立。生活者重視の視点で金融機関や金融商品、家計領域の取材を続け、金融審議会委員（98年～）、金融トラブル連絡調整協議会委員（00年～）、金融経済教育懇談会委員（05年～）として金融分野の消費者保護や消費者教育に尽力。

貸金業制度等に関する懇談会並びに多重債務者対策本部有識者会議メンバー。ライフワークとして新聞・雑誌等で家計診断や家計相談にも携わる。

（財）日本消費者協会理事、（株）東京証券取引所社外取締役。



西村隆男（横浜国立大学教育人間科学部教授）

横浜国立大学教授・経済学博士

（財）消費者教育支援センター主任研究員、横浜国立大学助教授を経て、2000年4月より現職。

東京学芸大学連合大学院教授を兼務。神奈川県消費生活審議会委員、横浜市消費生活審議会委員、消費者教育支援センター客員研究員、日本消費者教育学会常任理事等。著書に「日本の消費者教育」（有斐閣）、「クレジットカウンセリング」（東洋経済新報社）等。



宇都宮 健児（弁護士）

1946年 愛媛県に生まれる

1969年 東京大学法学部中退、司法研修所入所

1971年 弁護士登録、東京弁護士会所属

以後、豊田商事破産事件破産管財人常任代理人、日弁連消費者問題対策委員会委員長、日弁連上限金利引き下げ実現本部部長代行、東京弁護士会副会長などを歴任

現在 全国クレジット・サラ金問題対策協議会副代表幹事、高金利引き下げ・多重債務対策全国連絡会代表幹事、全国ヤミ金融対策協議会代表幹事、多重債務者対策本部有識者会議委員、日弁連多重債務対策本部部長代行、地下鉄サリン事件被害対策弁護団団長、オウム真理教犯罪被害者支援機構理事長、KKC事件・オレンジ共済事件・八菜物流各事件被害対策弁護団団長

著書 「消費者金融 実態と救済」（岩波新書）、「多重債務被害救済の実務」（総務 勁草書房）、「ヤミ金・サラ金問題と多重債務者の救済一返さなくてもよい借金がある」（明石書店）、「自己破産と借金整理法」（自由国民社）、「イラスト六法 わかりやすい自己破産」（自由国民社）、「だれでもわかる自己破産の基礎知識ー借金地獄からの脱出法ー」（花伝社）、「ヤミ金融撃退マニュアル」（花伝社）など。

吉田直美（岩手県盛岡市消費生活センター 主査）

1967年生れ。民間企業、労働省勤務を経て1990年盛岡市役所入り。2002年から現職。悪質業者指導及び多重債務者対策を担当。また、啓発担当として町内会、会社、学校などで消費者講座を年間230件程度行う。盛岡市役所在職中、4年にわたり青年海外協力隊員、国際協力機構海外駐在員として海外へ派遣。

青木 淳（長野県生活環境部生活文化課課長補佐兼消費者係長）

06年11月から消費者係勤務。08年10月に開催された「長野県多重債務問題シンポジウム」で多重債務問題の深刻さを実感。

長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議及び長野県多重債務問題研究会の事務局として、長野県から借金で苦しむ人をなくすために県としてできることから実践。

UNハウス(国連大学本部ビル)

〒150-8925 東京都渋谷区神宮前5-53-70

JR渋谷駅から徒歩8分

地下鉄表参道駅出口B2(銀座線、半蔵門線、千代田線乗り入れ)から徒歩5分

※駐車場はございませんので公共交通機関でご来場下さい。



参加申込書

多重債務問題解決のためのカウンセリング シンポジウム事務局 行

※必ずご記入ください

氏名	ふりがな
住所	〒
電話番号	

申込の際に収集した個人情報は、東京都個人情報保護条例の規定に基づき、本シンポジウムの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供はしません。

FAX:03-5966-5773

「多重債務問題改善プログラム」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1400万人、多重債務者は200万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちにに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部局間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口と直接連絡して誘導する。）
- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
 - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体（386（このうち市は325））に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
 - ロ 消費生活センターを設置している市（イ以外で122市）、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市（上記以外で例えば人口10万人以上の市は39市）にも同様の要請。
 - ハ それ以外の市町村（上記以外で1283市町村）には、他の自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。

⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
 - ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
 - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
 - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。（主体は各地域の非営利機関（生協、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労金、信金、信組等）。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。）
- 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等）についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- 事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、
 - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導を図る。
 - ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」。
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む。
- 当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。（あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修等を行う。また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。）
- 成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による主体的な取り組みを促す。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。
- 被害相談を受けた監督当局・警察は、電話による警告等を積極的に行う。警察は、携帯電話の不正利用停止制度の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知。

多重債務者相談マニュアル<簡易版>

<相談者の心構え>

- 相談者は、自治体窓口を最後の頼みの綱として訪問します。
- 相談の基本は「話を聴く」こと。「頼りになる」窓口であることを示し、相談者に「安心して」話してもらうことが重要です。
- 相談内容を整理することが最大のミッションです。最後は法律専門家が解決してくれます。
- 決して難しい法律知識は必要ありません。一人一人の熱意が地元の多重債務者を救います。

1. 相談者が来訪したら

<相談者を安心させましょう>

- (1) 相談者は日々の取立てや資金繰りのため、極度の疲労状態にあります。「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、安心させます。
※ 借金の原因がいかなるものであれ、相談者を責めないようにしましょう。過去を責めても借金問題は解決せず、かえって相談者は心を閉ざしてしまいます。
- (2) 債務整理を弁護士・司法書士が受任し、貸金業者にその旨の通知をすれば、取立てが止まることを伝えます。
- (3) 相談内容は、相談者の了解を得ない限り外部に漏れないことを伝えます。

<借金の状況を整理しましょう>

- (4) 相談者のプロフィール（年齢、年収、家族構成等）及び借金の状況について相談カードにまとめていきます。

2. 債務整理方法の提示

～ 相談者の借金が多額となり、もはや債務整理によらなければ解決できない場合 ～

<債務整理の方法を伝えましょう>

- (1) 債務整理の4つの方法を伝えます。
※ 制度の詳細まで理解させる必要はありません。相談者が債務整理の方法のイメージを掴めれば十分です。
 - ① 任意整理（裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。）
 - ② 特定調停（裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。）
 - ③ 個人版民事再生（裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。）
 - ④ 自己破産（裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます。）
- (2) いずれの方法を選択するかは、相談者自身が法律専門家と相談して決めることです。その事前準備として①～④の基礎的情報を伝えます。
- (3) その際、利息制限法への引き直し計算によって、借金が大幅に減額する可能性があることを伝えます。

3. 最後は法律専門家へ

<法律専門家へ連絡し、面談の予約をしましょう>

- (1) 具体的な債務整理の手続きは、多くの場合、弁護士・司法書士の手助けが必要となります。ここまでの相談内容を踏まえ、地元の法律専門家に相談員自ら連絡し、相談員自ら面談の予約をします。
※ 相談者にとっては弁護士・司法書士の敷居は高く、連絡先を教えるだけではなかなか訪問できません。
- (2) その際、相談カードを元に法律専門家に債務者の状況を簡単に説明し、相談者に対し相談カードを持参して法律専門家を訪れるよう促します。
※ 個人情報の保護に関する条例に基づいて、相談者の個人情報適切に取り扱って下さい。